



宮 崎 県 公 報

平成28年6月6日(月曜日) 第2800号

発 行 宮 崎 県
印 刷 宮 崎 市 旭 1 丁 目 6 番 25 号
K・Pクリエイションズ株式会社

発 行 定 日 毎 週 月 ・ 木 曜 日
購 読 料 (送 料 共) 1 年 37,200 円

目 次

告 示

○指定自立支援医療機関(精神通院医療)の指定(障がい福祉課) 1

頁

- 民有林の保安林の指定(2件)……………(自然環境課) 1
- 公 告
- 大規模小売店舗の新設に関する届出……………(商工政策課) 1
- 地図及び簿冊の認証(3件)……………(農村計画課) 2
- 建築士事務所の監督処分……………(建築住宅課) 2

告 示

宮崎県告示第 396号

障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律(平成17年法律第123号)第54条第2項の規定により、精神通院医療を行う指定自立支援医療機関を次のとおり指定した。

平成28年6月6日

宮崎県知事 河野俊嗣

名 称	所在地	担当する医療の種類	指 定年月日
まなべる薬局 曾井城下店	宮崎市	薬局	平成28年6月1日
ひらばる調剤薬局	延岡市	薬局	平成28年6月1日
北川調剤薬局	延岡市	薬局	平成28年6月1日
訪問看護ステーションC URA都城	都城市	訪問看護	平成28年6月1日

宮崎県告示第 397号

森林法(昭和26年法律第249号)第25条の2第1項の規定により、次のとおり民有林の保安林の指定をする。

平成28年6月6日

宮崎県知事 河野俊嗣

- 1 民有林の保安林の所在場所 日南市大字吉野方字陰ノ平2878、字上鍵浦2885
- 2 指定の目的 土砂の流出の防備
- 3 指定施業要件
 - (1) 立木の伐採の方法
 - ア 次の森林については、主伐は択伐による。
字陰ノ平2878・字上鍵浦2885(以上2筆について次の図に示す部分に限る。)
 - イ その他の森林については、主伐に係る伐採種を定めない。
 - ウ 主伐として伐採をすることができる立木は、当該立木の所在する市町村に係る市町村森林整備計画で定める標準伐期齢以上のものとする。
 - エ 間伐に係る森林は、次のとおりとする。
 - (2) 立木の伐採の限度並びに植栽の方法・期間及び樹種

次のとおりとする。

(「次の図」及び「次のとおり」は、省略し、その図面及び関係書類を宮崎県環境森林部自然環境課及び南那珂農林振興局並びに日南市役所に備え置いて縦覧に供する。)

宮崎県告示第 398号

森林法(昭和26年法律第249号)第25条の2第1項の規定により、次のとおり民有林の保安林の指定をする。

平成28年6月6日

宮崎県知事 河野俊嗣

- 1 民有林の保安林の所在場所 日南市北郷町北河内字雑事敷7558-1
- 2 指定の目的 水源^{かん}の涵養
- 3 指定施業要件
 - (1) 立木の伐採の方法
 - ア 次の森林については、主伐は択伐による。
字雑事敷7558-1(次の図に示す部分に限る。)
 - イ その他の森林については、主伐に係る伐採種を定めない。
 - ウ 主伐として伐採をすることができる立木は、当該立木の所在する市町村に係る市町村森林整備計画で定める標準伐期齢以上のものとする。
 - エ 間伐に係る森林は、次のとおりとする。
 - (2) 立木の伐採の限度並びに植栽の方法・期間及び樹種
 - 次のとおりとする。
 - (「次の図」及び「次のとおり」は、省略し、その図面及び関係書類を宮崎県環境森林部自然環境課及び南那珂農林振興局並びに日南市役所に備え置いて縦覧に供する。)

公 告

大規模小売店舗立地法(平成10年法律第91号)第5条第1項の規定により、大規模小売店舗の新設に関する届出があったので、届出書その他関係書類を次のとおり縦覧に供する。

なお、当該大規模小売店舗を設置する者がその周辺の地域の生活環境の保持のため配慮すべき事項について意見を有する者は、本日から4月以内に宮崎県知事に意見書を提出することができる。

平成28年6月6日

宮崎県知事 河野俊嗣

- 1 大規模小売店舗の名称及び所在地
(仮称)オリックス貸店舗・ドラッグストアモリ恒久店

<p>宮崎市大字恒久字小橋4378番 外</p> <p>2 大規模小売店舗を設置する者の氏名又は名称及び住所並びに法人にあっては代表者の氏名 オリックス株式会社 代表執行役 井上亮 東京都港区浜松町二丁目4番1号 株式会社ドラッグストアモリ 代表取締役 森信 福岡県朝倉市一ツ木1148番地の1</p> <p>3 当該大規模小売店舗において小売業を行う者の氏名又は名称及び住所並びに法人にあっては代表者の氏名 株式会社ドラッグストアモリ 代表取締役 森信 福岡県朝倉市一ツ木1148番地の1 株式会社タカミヤ 代表取締役 上田桂嗣 福岡県北九州市八幡東区前田企業団地1-1</p> <p>4 大規模小売店舗の新設をする日 平成29年1月21日</p> <p>5 大規模小売店舗内の店舗面積の合計 2,021㎡</p> <p>6 大規模小売店舗の施設の配置に関する事項 (1) 駐車場の位置及び収容台数 建物敷地内 94台 (2) 駐輪場の位置及び収容台数 A棟北西側（駐輪場No.1） 12台 A棟北西側（駐輪場No.2） 10台 合計 22台 (3) 荷さばき施設の位置及び面積 A棟北東側（荷さばき施設No.1） 50㎡ B棟南東側（荷さばき施設No.2） 50㎡ 合計 100㎡ (4) 廃棄物等の保管施設の位置及び容量 A棟北東側（廃棄物等保管施設No.1） 6.96㎡ B棟北東側（廃棄物等保管施設No.2） 3.48㎡ 合計 10.44㎡</p> <p>7 大規模小売店舗の施設の運営方法に関する事項 (1) 大規模小売店舗において小売業を行う者の開店時刻及び閉店時刻 24時間 (2) 来客が駐車場を利用することができる時間帯 24時間 (3) 駐車場の自動車の出入口の数及び位置 3箇所 建物敷地西側 (4) 荷さばき施設において荷さばきを行うことができる時間帯 午前6時から午後10時まで</p> <p>8 届出年月日 平成28年5月20日</p> <p>9 届出書その他関係書類の縦覧場所及び期間 (1) 場所 宮崎県商工観光労働部商工政策課、宮崎県西臼杵支庁総務課、宮崎県日南県税・総務事務所総務商工センター、宮崎県都城県税・総務事務所総務商工センター及び宮崎県延岡県税・総務事務所総務商工センター (2) 期間 平成28年6月6日から平成28年10月6日まで</p> <p>10 意見書の提出先及び期間 (1) 提出先</p>	<p>宮崎県商工観光労働部商工政策課</p> <p>(2) 期間 平成28年6月6日から平成28年10月6日まで</p> <p>11 意見書の記載事項 意見書には、当該大規模小売店舗を設置する者がその周辺の地域の生活環境の保持のため配慮すべき事項についての意見とともに、意見書提出者の氏名又は名称及び住所並びに当該大規模小売店舗の名称を日本語により記載すること。</p> <hr/> <p>国土調査法（昭和26年法律第180号）第19条第2項の規定により、次のとおり地籍調査に係る地図及び簿冊を認証した。 平成28年6月6日 宮崎県知事 河野俊嗣</p> <p>1 地籍調査を行った者の名称 都城市 2 地籍調査を行った期間 平成23年9月1日から平成27年3月10日 3 地籍調査を行った地域 都城市（吉之元町の一部） 4 認証年月日 平成28年5月26日</p> <hr/> <p>国土調査法（昭和26年法律第180号）第19条第2項の規定により、次のとおり地籍調査に係る地図及び簿冊を認証した。 平成28年6月6日 宮崎県知事 河野俊嗣</p> <p>1 地籍調査を行った者の名称 都城市 2 地籍調査を行った期間 平成24年6月1日から平成26年3月4日 3 地籍調査を行った地域 都城市（高野町の一部） 4 認証年月日 平成28年5月26日</p> <hr/> <p>国土調査法（昭和26年法律第180号）第19条第2項の規定により、次のとおり地籍調査に係る地図及び簿冊を認証した。 平成28年6月6日 宮崎県知事 河野俊嗣</p> <p>1 地籍調査を行った者の名称 西臼杵郡高千穂町 2 地籍調査を行った期間 平成24年7月1日から平成27年4月15日 3 地籍調査を行った地域 高千穂町（大字向山の一部） 4 認証年月日 平成28年5月26日</p> <hr/> <p>建築士法（昭和25年法律第202号）第26条第2項の規定により、次のとおり建築士事務所の監督処分をした。 平成28年6月6日 宮崎県知事 河野俊嗣</p> <p>1 監督処分をした年月日 平成28年5月24日</p>
---	---

2 監督処分を受けた建築士事務所

(1) 名称

旭企画建築設計事務所

(2) 所在地

宮崎県宮崎市旭 1 丁目 5 番 8 号

(3) 開設者の氏名

川辺 治彦

(4) 一級建築士事務所、二級建築士事務所又は木造建築士事務所の別

一級建築士事務所

(5) 登録番号

宮崎県知事登録第 A - 5784 号

3 監督処分の内容

戒告

4 監督処分の原因となった事実

旭企画建築設計事務所の管理建築士である川辺治彦が、平成28年3月23日付けで国土交通省九州地方整備局長から建築士法第10条第1項の規定による戒告の処分を受けた。

このことが、建築士法第26条第2項第4号に該当する。

--	--